

財産の取得につき議決を求めることについて

次の財産を取得するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び東近江市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東近江市条例第65号）第3条の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和7年11月4日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

- 1 財産の種類及び数量 教育ネットワーク用ソフトウェア 1,000ライセンス
- 2 取 得 金 額 56,760,000円
- 3 取 得 の 相 手 方 滋賀県草津市大路一丁目15番5号
株式会社大塚商会 滋賀営業所
所長 松本 寛一郎

提案理由

教育ネットワーク用ソフトウェアの取得について市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。